



国民健康保険のお知らせ

こんなときは 届け出が必要です!



つくば市 保健部 国民健康保険課
TEL:029-883-1111(代表)
https://www.city.tsukuba.lg.jp/

■ 国保に加入するとき

届け出が必要なとき	届け出に必要なもの
他市町村から転入したとき	本人確認ができるもの、マイナンバーが分かるもの
職場の健康保険をやめたとき、またはその扶養家族ではなくなったとき	健康保険の資格を喪失したことがわかる証明書、本人確認ができるもの、マイナンバーが分かるもの
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、本人確認ができるもの、マイナンバーが分かるもの
外国人が日本に入国したとき	在留カード、パスポート、マイナンバーが分かるもの
子どもが生まれたとき	母子健康手帳、本人確認ができるもの、マイナンバーが分かるもの

■ 国保から脱退するとき

届け出が必要なとき	届け出に必要なもの
他市町村に転出するとき	保険証、本人確認ができるもの、マイナンバーが分かるもの
職場の健康保険に入ったとき、またはその扶養家族になったとき	国保の保険証、職場の健康保険証、本人確認ができるもの、マイナンバーが分かるもの
生活保護を受けるようになったとき	保険証、保護開始決定通知書、本人確認ができるもの、マイナンバーが分かるもの
外国人が海外へ出国するとき	保険証、在留カード、マイナンバーが分かるもの
死亡したとき	保険証、本人確認ができるもの、マイナンバーが分かるもの

スマホからも喪失手続きができます!

社会保険加入による国民健康保険の資格喪失手続きには、スマートフォン等を利用した電子申請が可能です。右のQRコードからお手続きができますので、ぜひご利用ください。



国民健康保険証の有効期限について

保険証の有効期限は毎年8月から翌年7月末までです。新しい保険証は7月中旬に簡易書留で郵送いたします。ただし、以下の方は有効期限が異なりますのでご注意ください。

- **70歳の誕生日を迎えられる方…誕生日の月末まで※**
(※ただし、誕生日が1日の方は誕生日の前月末まで)
▶ 新しい保険証は有効期限を迎える月の下旬に簡易書留で郵送いたします。
- **75歳の誕生日を迎えられる方…誕生日の月末まで**
▶ 誕生日より後期高齢者医療制度に加入いただきますので、そちらから新しい保険証が郵送されます。
- **外国籍の方で在留期限が切れる場合…在留期限まで**
▶ 在留期限が延長された場合は、新しい在留カード、パスポート、保険証をお持ちいただければ有効期限を延長いたします。
- **国民健康保険税の未納により短期被保険者証となっている方**
▶ 有効期限の延長にはお支払いや納税相談が必要となります。国保税係までお問合せください。なお、お支払いの確認がとれても新しい国民健康保険証は郵送いたしませんのでご注意ください。

届け出は市役所または各窓口センターで

低所得世帯は国保税が 軽減されます。

世帯主と加入者全員の前年分の合計所得金額が右の基準を下回る場合、均等割額を軽減します。

※特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度の加入者になった方で、以後世帯主が変わることなく引き続きその世帯にいる方です。

※給与所得者等とは、給与収入55万円超の給与所得者と65歳未満は60万円超、65歳以上は110万円超の公的年金等の支給を受ける方です。

※申告されている所得に基づき自動的に算定します。特に必要な手続きはありません。

軽減割合	所得基準 (令和5年度分)
7割	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下
5割	43万円+29万円×(加入者数+特定同一世帯所属者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下 ※7割軽減該当除く
2割	43万円+53.5万円×(加入者数+特定同一世帯所属者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下 ※7割・5割軽減該当除く

所得申告はお済みですか? ▶ 軽減措置などが受けられません

国保税の算定には、世帯主と加入者全員の所得の申告が必要です。申告していない場合、正しい国保税の算定ができないだけでなく、各種軽減措置・減免制度の適用が受けられません。

まだ所得申告がお済みでない方は、速やかに申告手続きを行ってください。

1世帯あたりの国保税の決め方・納め方（令和5年度分）

国保税は、世帯の加入者数と前年の所得に応じて、3つの区分（医療分・後期高齢者支援分・介護分）ごとの均等割と所得割の額を算出し、これらを合計して決定します。

	医療分	後期高齢者支援分	介護分
均等割	国保加入者1人あたり (30,200円)	国保加入者1人あたり (11,800円)	40歳以上65歳未満の方のみ 国保加入者1人あたり (12,800円)
所得割	課税対象所得額の 6.81%	課税対象所得額の 2.78%	課税対象所得額の 2.21%
賦課限度額	65万円	22万円	17万円

合計額が年間の国保税額です

※未就学児の均等割額は半額に軽減されます。つくば市では、小学生から18歳以下（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の均等割額についても半額に減免します。

お支払い

- ◆ **普通徴収**
(口座振替・納付書での振込によるお支払い)の場合
7月～翌年3月までの毎月、年9回に分けて納付します。
納期限は各月の末日です。
※7月以降に国保に加入した方は、加入届け出日の翌月からの
お支払いとなります。
- ◆ **特別徴収**
(年金からの天引きによるお支払い)の場合
年金支給日(4・6・8・10・12・2月)の年6回に分けて納付します。

納税は口座振替が便利で確実です!

ご指定の金融機関等の口座から、納期限の日に自動的に引落しになります。

お申し込み方法

以下のものをご持参のうえ、口座振替を希望する金融機関の窓口で、「口座振替依頼書」に必要事項を記入してお申し込みください。

- 口座振替を希望する口座の通帳
- 印かん

※口座振替依頼書は、各金融機関(市内の支店のみ)及びつくば市役所本庁舎、各窓口センターにあります。

※金融機関への申し込みは、ゆうちょ銀行の場合は納期限の2ヶ月前まで、それ以外の取扱金融機関の場合は納期限の1ヶ月前までをお願いします。

非自発的失業者に係る国保税の軽減について

リストラや倒産等の会社都合で離職を余儀なくされ、国民健康保険に加入されている方で、「雇用保険受給資格者証」をお持ちの方を対象に、国保税の軽減措置があります。

(※ただし、「特例受給資格者証」及び「高齢受給資格者証」は軽減の対象外です。)

1. 対象者

次のすべての条件を満たす方が対象です。

- 離職年月日が平成21年3月31日以降
- 離職時点で65歳未満
- 「雇用保険受給資格者証」内の「12. 離職理由」のコードが【11・12・21・22・23・31・32・33・34】

2. 軽減内容

国保税は前年の所得等により算出されます。この軽減に該当した場合、前年の給与所得を30/100とみなして算出します。(※その他の所得は、軽減対象となりません。また、軽減対象となるのは離職した本人のみとなります。)

3. 軽減期間

離職した日の翌日の属する月から翌年度末まで

4. 申請方法

次のものを持参のうえ、本庁舎1階国民健康保険課または各窓口センターまでお越しください。

○雇用保険受給資格者証 ※ハローワークで交付されます。(これから国民健康保険に加入する場合は、健康保険の資格を喪失したことがわかる証明書が必要となります。)

● 国保税の減免制度について

つくば市では、やむを得ない事情により国保税の納付が困難な場合には、申請により減免を受けられる場合があります。

以下のような要件に該当する場合には、国民健康保険課へご相談ください。減免を受ける場合には、必ず申請が必要になります。

① 災害にあった場合

災害等により住宅や家財に損害を受けた場合や障害を負ってしまった場合。

② 所得が激減してしまった場合

解雇または倒産等、あらかじめ予測できないやむを得ない理由による失業により、当該年の所得が前年に比べて著しく減少した場合。

③ 生活保護を受けることになった場合

生活保護法の規定による扶助を受けることになった場合。

④ 収監されていた場合

刑事施設等に収監されていた場合。

⑤ 旧被扶養者の場合

75歳以上の方が社会保険などの保険から、後期高齢者医療制度に移行することにより、国民健康保険に加入する場合。

※納期限を過ぎた国保税、既に納付した国保税は減免できません。申請は納期限までに本庁舎1階国民健康保険課にて行ってください。

● 国民健康保険一部負担金（医療機関窓口での自己負担金）の減免制度について

災害や失業または倒産等やむを得ない事情により収入が一定額以下になった場合には、申請により、医療機関に支払う医療費の一部負担金の減免や徴収猶予が認められることがあります。詳細については、国民健康保険課へご相談ください。

● 福島第一原子力発電所事故による警戒区域等の被災者の国保税と窓口一部負担金の減免制度

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故による警戒区域等で被災した方の特例減免措置は、令和5年度から段階的な見直しを実施されることになりました。